

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

被告第7準備書面

令和7年3月24日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 中山修



同復代理人

弁護士 今崎光智



同復代理人

弁護士 横澤秀明



- 1 原告第4準備書面は、証人稲正樹や証人村岡嗣政、証人津田勉の採否を裁判所が判断するため、「山口県護国神社の性格や位置づけ、原告らが問題としている知事の行為（「英霊」という言葉を用いて挨拶をしたこと等）の評価に関して」主張を補充したものである（第9回口頭弁論調書参照）。

被告として留意を求めるのは、次の点であるが、それを踏まえ、原告第4準備書面に反論する。

- ① 知事は、山口県護国神社の招待によって、行事に参加したのではない。県の法令に基づく業務に関係の深い一般財団法人山口県遺族連盟の招待を受けたからである（被告第2準備書面3頁・5頁・8頁・9頁、被告第3準備書面1～2頁・

10頁・11～15頁、被告第4準備書面4～5頁）。

- ② 参加した行事の方式に従って、対応するのが社会的儀礼として当然である（被告第2準備書面5～6頁・8頁・13～14頁、被告第4準備書面6～10頁、被告第6準備書面4頁）。
- ③ 政教分離に関する争訟においては、宗教学的見解に深入りすべきではない（被告第2準備書面4～5頁・8頁の1～9行目）。

2 宗教法人法上の関係

- (1) 1項③にも対応するが、3人の証人申出書の尋問事項では、山口県護国神社と靖国神社の関係性は明示されていないものの、甲20号～甲22号や原告の主張は、基本的に靖国神社と山口県護国神社の同一性、ないし上下関係を当然の前提として構成されている。実際のところ、原告らの準備書面4も冒頭まず「山口県護国神社を含む・・・」として、靖国神社について、論述している。

まず、これを批判するため、社会的な存在としての両神社の関係性を整理する。

- (2) 宗教団体である山口県護国神社を包括するのは、宗教法人である神社本庁であって、靖国神社ではない（乙1号）。

なお、靖国神社自体は、神社本庁に包括されておらず（乙22号法人登記簿、乙23号ウィキペディア・神社本庁）、宗教法人の体系として、同一の系列になるとはいえない。

- (3) 宗教法人法2条における「包括する」という関係は、同条1号の礼拝の施設を備える神社・寺院・教会・修道院その他これらに類する団体と共通の教義のもとで、かつ、これと一体的な宗教活動を行う教派・宗派・教団・教会・修道会・司教区その他これらに類する団体がある場合に、後者は前者を包括する、前者の団体は後者に包括される、といい、また前者の団体は後者の団体と被包括関係にある、という。被包括関係を設定する法律行為は契約の一種と考えら

れる。なお、「神社」は、「祭神を奉斎し、祭典を行い、公衆の参拝の用に供する施設を備える宗教団体」と定義されている（逐条解説宗教法人法第4次改訂版54頁・渡部蕪著・平成21年・ぎょうせい）。

- （4）つまり、包括関係は、「宗教法人が宗教活動を行うに際し、ある共通の宗教上の目的の下に、一つの組織（包括宗教団体）を組成し、その組織の一員として行うのか、そうでないかを明らかにする」のである（文化庁「宗教法人の規制」二訂版20頁。平成26年7月刊）。そして、包括関係を（3）の文献のとおり、契約ととらえるなら、山口県護国神社は包括関係を原告らが主張するような靖国神社とせず、多くの神社がそうであるように、神社本庁としていることになる。確かに、立法にあたり、「統括または上下服属の観念を含まないようにするとの意があった」かもしれないが（（3）文献54頁）、社会的存在としては、神社本庁との上下服属関係を山口県護国神社は意識した法形式を採っているのである。

なお、乙1号に、境内建物等の処分等については、神社「本庁統理の承認を受ける」とあるが、これは、宗教法人法12条1項12号にいう相互規定で神社本庁により、制約されていることを示している。

- （5）このような包括関係からしても、靖国神社と山口県護国神社があたかも一体ないし、原告らの準備書面4の2頁（2）で由来としてではあるが、「事実上の地方的分社」、つまり、その山口県支部かのような主張は、まず失当というべきで、靖国神社の由来や活動をもって、山口県護国神社のそれと同一視するような評価はできない。

原告は、護国神社が靖国神社と一体として活動するかの主旨で、本訴の主張・立証を進めるようである。しかし、次に一部取り上げているとおり、全国に約52社ある護国神社と称する神社は、統一的に靖国神社に包括されているものではない。

沖縄県護国神社・・・包括関係なし（乙24号）

北海道護国神社・・・神社本庁（乙25号）

札幌護国神社・・・神社本庁（乙26号）

函館護国神社・・・包括関係なし（乙27号）

京都霊山護国神社・・・包括関係なし（乙28号）

愛媛県護国神社・・・神社本庁（乙29号）

鹿児島県護国神社・・・神社本庁（乙30号）

これら以外の県庁所在地にある護国神社は、いずれも神社本庁と包括関係を持っている。

3 祭神の違い

神社の定義（2項（2）参照）からすると、いかなる「祭神」を山口県護国神社が奉斎しており、それが靖国神社のそれといかなる関係にあるかも重要となる。

山口県護国神社は、「国家公共につくした人の神霊を奉斎し」、とする（乙1号）。そして、靖国神社は、「国事に殉ぜられた人々を奉斎する」としている（乙22号）。

原告らの準備書面4の2項（1）は、「基本的には共通した祭神を祀っている」と主張する。

しかし、山口県護国神社の祭神について、社会的には、甲11号の第一節のほか、次のように説明しており（乙31号、乙32号）、原告らが援用する諸文献（もちろん、これらは、多くの場合、日本全体について、一律にとらえようとする論稿なので、制約があることはやむを得ないと善解はする）と異なり、明治維新前から現在までの多様な「国家公共につくした人の神霊」を奉斎している。つまり、2項で述べた宗教法人法上の仕組においてのみならず、祭神についても、山口県出身者以外の人々について、重ならないのはいうまでもないが、決して重なる関係にないことが、銘記されるべきである。なお、先の大戦は亡くなった軍人・軍属らがそれまでの戦役に比し、圧倒的に多いが、高杉晋作の発議による下

関市上新地に桜山招魂場が慶応元年（西暦1865年）8月に神殿が完成し、最初の大祭が行われたことを引き継いでいることは、祭神における独自性を示すものである（乙31号と乙32号によると、概ね下記のとおりである）。

記

「御祭神」は、日本の近代国家建設のはずみとなった嘉永6年（1853）のペリー提督率いるアメリカ軍艦の伊豆・下田への来航以降、多くの国事・事変・戦争で一身を国家に捧げられた山口県出身52、130柱の御霊をお祀りしています。

その多くは、先の大戦で殉じられた軍人・軍属ですが、その中には看護婦や動員学徒などの女性も含まれています。また、幕末に維新回天の業に殉じた歴史に名を残す御祭神もお祀りされています。

- ◇吉田寅次郎（松蔭）命 ◇久坂儀助（玄端）命
- ◇来島又兵衛命 ◇大村益次郎命
- ◇高杉晋作命 ◇月性命

他に殉職自衛官の御霊（45柱）がお祀りされています。

「御祭神戦歿別柱数」

明治維新大業の前後	1399柱
佐賀、熊本、福岡の乱	38柱
西南の役	483柱
日清戦争	327柱
北清事変	252柱
日露戦争	1995柱
満州事変	479柱
日華事変	5909柱
大東亜戦争以後	41195柱
殉職自衛官	45柱

4 祭祀の形態、儀礼について

原告第4準備2項(1)では、「二社に共通し、他の神社にはない特色を持っている」として、甲21号を援用している。しかし、先ず、甲21号のどこに、そのような記述があるか不明であるし、これらは、玉串や玉串料といった記述の宗教行為性を裏付ける証言でしかない。

そこで問題にされている方式等は、既に被告が提出した乙3号で示される神道一般のものの説明でしかない。

つまり、山口県護国神社で行われた方式は、神道の一般的方式というだけであって、何ら、靖国神社と同一の、他の神社と異なる特殊な方式を執り行っている訳ではないのである。

5 英霊について

- (1) この用語について、宗教学的に議論する必要は、そもそも1項③の立場からすれば、ない。

原告らは、靖国神社の立場をもって、本訴に必要な概念としているようである。

しかし、知事は、参加目的からして、一般的に汎用される言葉として、使っているに過ぎない。

- (2) 一般的、つまり社会的には、「英霊」は、原告らが主張する「靖国神社の信仰の対象である祭神を指す」(原告第4準備書面3項(2))用語ではない。

そのことは、原告らの主張でも「戦没者の霊は、忠霊とよばれてきたが、日露戦争を境に、より個性のうすい抽象的な英霊というようなよびかたが一般化するようになった」ということから(同書面4項(1))明らかである。この引用文のあとに、このような社会現象につき、甲23号の評価を主張・引用するが、宗教学者の判断でしかなく、本訴で重要なのは、社会的受け止め・

・知事の主観や目的・効果への判断要素として・・・であることは、いうまでもない。

(3) このことは、先ず、現代の辞典でどう説明されているか、ないし国や他の公的団体の行事等でどう使用しているのかという観点から検討すれば足りるのである。

「英霊」について、各辞典では、①～⑤のように示されており、原告らが主張するような特定の立場は、うかがえない。確かに死者のうち、「戦死者」に関わる使用例もあるので、翻訳でも採用されたと推測できる（⑥参照）。

① 国語辞典 9 版・旺文社（平成 10 年 9 月刊）

死者の霊の美称。特に「戦死者にいう。英魂」。

② 国語辞典 二版・集英社（平成 12 年 9 月刊）

すぐれた人の霊魂。死者や死者の霊魂の尊称。英魂、特に戦死者の霊魂の尊称。

③ 広辞苑 第 7 版・岩波書店（平成 30 年 1 月刊）

i すぐれた人の霊魂。ii 死者の霊の尊称。特に戦死者の霊にいう。

④ 新明解国語辞典 第 8 版・三省堂（令和 2 年 11 月刊）

死者（の霊）の美称（狭義では、戦死者（の霊）を指す）。

⑤ 新選国語辞典 十版ワイド版・小学館（令和 4 年 2 月刊）

死んだ人の霊を尊敬するという語。特に、戦死者の霊についていう。

⑥ ジョージ・L・モッセの「Fallen Soldiers」は、「世界大戦の記憶の再構築、英霊」として出版されている（柏書房版平成 14 年 5 月刊、ちくま学芸文庫版令和 4 年 1 月一刷刊）。

⑦ 令和 6 年 8 月 15 日政府主催で開催された全国戦没者追悼式（無宗教）で、遺族代表が追悼の辞で、戦争で亡くなられた方々を「ご英霊」と表現している。主催者である岸田首相の式辞では、戦死者だけでなく、空襲等での死者等も含んで追悼を執り行っており、英霊もこの趣旨であることは、明らかである（乙

33号)。

- ⑧ 令和6年12月1日滋賀県主催で開催された平和記念滋賀県戦没者追悼式（無宗教）の「知事式辞」で「ご英霊」という言葉を用いている。例年、「ご英霊」という言葉を用いている（乙34号）。
- ⑨ 埼玉県川口市は、日清・日露の戦役から太平洋戦争までの川口市出身の戦没者の霊を祀る「英霊祈念碑」を建立している（総務省のHP「一般戦災の追悼（追悼施設）」より）（乙35号）。
- ⑩ 北海道大空町は、「大空町女満別英霊墓地設置条例」を制定して、大空町の戦没者を追悼する慰霊祭を営んでいる（乙36号）。

以上